

平成31年3月25日
関東信越厚生局

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止について

柔道整復師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局東京事務所及び東京都との共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下、「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止としましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止となる柔道整復師

施術管理者氏名	須藤 英樹（すどう ひでき）（59歳）
施 術 所 名	白河整骨院
施術所所在地	東京都江東区白河1-4-11 ブランシュキシモト1F
開 設 者	須藤 英樹

2 受領委任の取扱いの中止年月日

平成31年3月26日（当該柔道整復師は、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。なお、開設者についても、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 受領委任の取扱いの中止措置に至った経緯

(1) 平成28年11月7日、東京都は当該施術所に対して施術報酬の請求に係る不正（付増請求）が認められたことから、生活保護法に基づく指定施術機関の指定の取消し処分を行った。

その後、受領委任に係る被保険者についても付増請求が行われている疑いが生じたことから、関東信越厚生局東京事務所及び東京都が複数の患者に対して実地調査を行ったところ、実際の通院日数や負傷名等が療養費の請求内容と大幅に相違していることが確認されたため、当該施術所において更なる不正請求が行われている疑いが強まった。

(2) 当該施術所に対する個別指導を実施したところ不正請求の疑義が生じたため、平成29年10月から平成30年9月まで計5日間の監査を実施し、監査の結果として、「4 受領委任の取扱い中止措置に至った事由」に記載した不正請求の事実を確認した。

4 受領委任の取扱い中止措置に至った事由

(1) 監査において判明した不正請求の主な事例

① 実際に行った施術に行っていない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に

請求していた。(付増請求)

- ② 療養費の支給対象外の症状に対して行った施術を支給対象となる負傷に対して行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。(その他の請求)
- ③ 業務上の負傷に対して行った施術を支給対象となる負傷に対して行ったものとして、療養費を不正に請求していた。(その他の請求)
- ④ 監査の中で報告を徴したにもかかわらず、施術管理者は施術録を書き換えた上で虚偽の報告を行い、再三にわたり正しい報告を求めたが、最後までこれに応じなかった。

(2) 監査時に判明した不正請求額

平成24年10月から平成29年9月施術分

合計19人分 金額8,237,252円